

令和3年1月15日

宮本工業株式会社 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作る事によって、
全ての社員がその能力を十分に発揮出来るようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年2月1日～令和6年1月31日までの3年間

2. 内容

目標1 年次有給休暇の取得促進をする

〈 対策 〉

令和3年2月～

- ・年次有給休暇の確認と取得促進の為の周知啓発を行う

目標2 産前産後休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除などの制度の周知や情報提供

〈 対策 〉

令和3年2月～

- ・入社時には必ず説明をし、該当する者には再度説明を行う。